

第 5 8 号議案

八王子市都市公園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市公園条例の一部を改正する条例

八王子市都市公園条例（昭和 3 8 年八王子市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公園施設の建築面積の基準） 第 7 条の 3 法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、1 0 0 分の 2 とする。<u>ただし、敷地面積が 5, 0 0 0 平方メートル未満の都市公園に集会所（令第 5 条第 8 項に規定する集会所をいう。以下同じ。）を設ける場合は、当該集会所に限り 1 0 0 分の 3 を限度として、これを超えることができる。</u> <u>2 前項ただし書の規定の適用をする場合においては、当該集会所の建築面積の総計は、1 0 0 平方メートルを超えてはならない。</u> （運動施設の敷地面積の基準） <u>第 7 条の 5 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、1 0 0 分の 5 0 とする。</u> （特定公園施設の設置基準） <u>第 7 条の 6</u> 移動等円滑化法第 1 3 条第 1 項の規定による移動等円滑化（移動等円滑化法第 2 条第 2 号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な特定公園施設（同条第 1 3 号に規定する特定公園施設をい	（公園施設の建築面積の基準） 第 7 条の 3 法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、1 0 0 分の 2 とする。 （特定公園施設の設置基準） <u>第 7 条の 5</u> 移動等円滑化法第 1 3 条第 1 項の規定による移動等円滑化（移動等円滑化法第 2 条第 2 号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な特定公園施設（同

う。以下同じ。)の設置に関する条例で定める基準は、次条から**第7条の14**までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第7条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化法施行令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) その他次に掲げる基準に適合するものであること。

ア (略)

イ 次条から**第7条の14**までの規定により設けられた特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2号の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第7条の8 (略)

(休憩所及び管理事務所)

第7条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第3号に規定する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

(2) 室内設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア・イ (略)

ウ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第7号に規定する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、**第7条の12第2項から第5項まで**の基準に適合するものであること。

2 (略)

(野外劇場及び野外音楽堂)

う。以下同じ。)の設置に関する条例で定める基準は、次条から**第7条の13**までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第7条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化法施行令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) その他次に掲げる基準に適合するものであること。

ア (略)

イ 次条から**第7条の13**までの規定により設けられた特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2号の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第7条の7 (略)

(休憩所及び管理事務所)

第7条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第3号に規定する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

(2) 室内設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア・イ (略)

ウ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第7号に規定する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、**第7条の11第2項から第5項まで**の基準に適合するものであること。

2 (略)

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第4号に規定する野外劇場を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、第7条の8第1号に規定する基準に適合するものであること。 (2)・(3) (略) (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第7号に規定する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条の12第2項から第5項までの基準に適合するものであること。 2 (略) (駐車場) 第7条の11 (略) (便所) 第7条の12 (略) (水飲場及び手洗場) 第7条の13 (略) (掲示板及び標識) 第7条の14 (略) 2 (略) 3 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち1以上は、第7条の7に規定する園路及び通路の出入口の付近に設けなければならない。 (一時利用目的の特定公園施設) 第7条の15 (略)	第7条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第4号に規定する野外劇場を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、第7条の7第1号に規定する基準に適合するものであること。 (2)・(3) (略) (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動等円滑化法施行令第3条第7号に規定する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条の11第2項から第5項までの基準に適合するものであること。 2 (略) (駐車場) 第7条の10 (略) (便所) 第7条の11 (略) (水飲場及び手洗場) 第7条の12 (略) (掲示板及び標識) 第7条の13 (略) 2 (略) 3 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち1以上は、第7条の6に規定する園路及び通路の出入口の付近に設けなければならない。 (一時利用目的の特定公園施設) 第7条の14 (略)
--	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。